## 各就労継続支援 B 型事業所 代表者 様

神奈川県保健福祉局福祉部障害福祉課長 (公印省略)

神奈川県における平均工賃の底上げに向けた取組みについて(通知)

日頃より、本県の障害福祉施策に御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

各就労継続支援B型事業所においては、「「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針(平成24年4月11日付障発0411第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「指針」という。)」に基づき、工賃向上計画を作成し、工賃向上に関する取組みを推進していただいているところですが、本県における平均工賃は、全国平均を下回っているのが現状です。

この度、本県における工賃向上の一層の推進を図るために、指針に基づく取組みの一環として、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18年9月29日付厚生労働省令第171号)」第201条第2項により、一月当たりの工賃の平均額(以下「平均工賃月額」という。)は、3,000円を下回ってはならないとされていることから、当該基準を満たさない事業所に対して、次のとおり工賃向上の取組みを実施することといたしましたので、通知します。

なお、当該取組みの対象となる事業所に対しては、別途、個別に通知を送付します。また、当該取組みの実施状況については、各指定都市・中核市に情報提供いたします。

## 1 対象事業所

前年度の平均工賃月額が3,000円未満の就労継続支援B型事業所(事業歴1年未満の事業所は除く。)

## 2 実施内容

- (1)工賃向上計画の提出
- (2) 生産活動に係る意識調査
- (3)生産活動に係る研修会等への参加状況及び研修会等の実施状況調査

問い合わせ先

社会参加推進グループ 太田 電話 045-210-1111 (内線 4711) FAX 045-201-2051